

	質問	回答案
1	研修の講師の資格要件はありますか。	特に資格要件はありませんが、研修の講師は、研修内容を十分理解し、適切に指導できる方が行ってください。
2	和歌山市内の他の事業所で「一定の研修」を修了した方が、当事業所に来られた場合、当事業所が作成した「一定の研修」を再度受けていただくことになりますか。	以前に和歌山市が定める「一定の研修」を受講している場合は、既に「一定の研修」を受講しているとみなせます。そのため、雇用した事業所が研修修了者名簿に記載する研修修了年月日は、他の事業所で受講した研修修了年月日を記載してください。研修修了年月日は、研修修了者本人がお持ちの研修終了証でご確認願います。 ただし、「一定の研修」の内容が大きく変更した場合や職歴に空白がある場合等、追加の研修が必要と判断した際は、当該従事者の研修の習熟度を見極め、必要な内容の研修を実施することが望ましいと考えます。
3	他市で「一定の研修」を修了した方が、当事業所（和歌山市内）に来られた場合、当事業所が作成した「一定の研修」を再度受けていただくことになりますか。	「一定の研修」は和歌山市が定める内容になるため、他市で受講された方については、新たに雇用する法人において研修を行う必要があります。